森林生態系を重視した公共事業の導入手法調査(J5)　10,000
＊海外林木育種技術協力推進事業　30,601
国際漁業混獲対策調査及び漁船科学調査費等育成費(J5)　166,519
＊海洋廃棄物生物影響調査　46,152
漁場環境修復推進調査　74,864
発電所取放水広域漁業影響調査　62,578
森林生態系を重視した公共事業の導入手法調査(J5)　5,000
J5　国際的取組の推進　1,824,742
＊アジア地域農林水産関連地球サミット対応支援事業　9,659
農業環境指標開発特別事業（OECD拠出金）　19,284
＊アジア地域市場経済移行国林業活性化計画（FAO拠出金）　42,307
＊国際熱帯木材機関（ITTO）拠出金　139,008
＊アフリカ地域持続的農業開発事業計画策定調査　50,241
＊環境調和型農村地域総合開発計画策定調査　33,044
＊中南米諸国持続的農業開発のための農地管理対策調査(FAO拠出金)　41,557
＊肥料由来の地球環境汚染防止対策事業（FAO拠出金）　29,405
＊アジア・太平洋地域動物遺伝資源保存対策強化事業(FAO拠出金)　40,391
＊アジア地域植物遺伝資源保全利用体制整備事業（FAO拠出金）　8,012
＊地球環境保全農業技術協力推進事業　20,397
＊草地適正利用促進対策基礎調査　6,135
＊海外食品加工企業環境改善支援推進事業　13,595
＊熱帯荒廃二次林の質的向上技術の開発　22,748
＊乾燥農業限界地域の環境改善による持続的農業技術の確立　20,290
＊国際農林水産業招へい共同研究　245,206
＊熱帯二期作地帯における水稲の生物害総合防除技術体系の確立　19,174
＊熱帯林伐採跡地等の農地への転用による環境変動の評価技術と持続的土地利用法の確立　22,120
＊熱帯・亜熱帯汽水域における生物生産機能の解明と持続的利用のための基準化　42,620
＊ロシアの遺伝資源保存支援とわが国の育種技術を利用した耐寒性・耐凍性作物育種のための素材化　8,925
＊ブラジル中南部における持続型農牧輪換システムの開発　38,745
＊中央アジア地域における草地保全及び家畜の安定生産技術の開発　11,577
＊環境保全型家畜排泄物処理・利用技術の開発　10,688
＊熱帯産在来有用樹による地域生態系の再生に関する基礎的研究開発　10,982
＊木材貿易動向影響調査事業　24,500
＊熱帯林管理情報システム整備事業　300,030
＊海外林業開発協力事業事前調査事業　21,574
＊熱帯林緊急保全・造成対策人材養成事業　47,134
＊熱帯林災害復旧技術確立調査事業　27,621
＊熱帯二次林等施業技術確立調査事業　9,494
＊熱帯造林木利用技術開発等調査事業　44,398
＊環境配慮型熱帯林管理手法確立調査事業　52,548
＊焼畑移動耕作地域森林造成促進基礎実証調査事業　69,220
＊シベリア・極東地域森林・林業協力指針策定調査事業　19,500
＊砂漠化地域森林復旧技術指針策定調査事業　45,290
＊海外森林酸性雨被害対策調査事業　54,476
＊せき悪林地生産力回復技術開発基礎調査事業　46,272
＊熱帯林育成利用技術開発促進事業　78,175
＊モニタリングシステム確立調査事業　56,212
＊持続可能な森林経営広域実証プロジェクト（モデル森林）推進会議　22,188
合　　計　275,397,719
（うち，＊　7,066,060）

注1）　J1～J6の各区分は以下のとおりである。
J1　循環を基調とする経済社会の実現
J2　自然と人間との共生の確保
J3　すべての主体の参加の実現
J4　共通的基盤的施策の推進
J5　国際的取組の推進
J6　その他
なお，上記J1～J6の複数区分に該当する事項については，前出の区分のみに記載し，各事項末に，その他の該当区分を（　）書きで付記した。
注2）　＊は，地球環境保全関係予算である。
注3）　予算額は，当初予算額である。

# 第6節　広　報　関　係

## 1　定期刊行物

### (1)　農林水産省広報誌「AFF」

農林水産省広報誌「AFF」は，農林水産省の総合広報誌として，一般国民を対象に，内外の農林水産業の動向，諸施策の紹介等農林水産行政に関する情報を的確にとりあげ，毎月発行し，都道府県，国・公立図書

館，国民生活センター・消費センター，農林漁業団体等に配布した。

(2) **農林水産省報－今日の話題－**

農林水産省報－今日の話題－は，農林水産施策の普及浸透及び円滑な推進に資するため，毎月，主要公表資料，農林水産行政の動き等を要約して発行し，農林水産省の出先機関，市町村，都道府県等に配布した。

(3) **農林水産省年報**

農林水産省年報は，農林水産行政施策をとりまとめて業務の参考にするため，前年度に引き続き7年4月1日から8年3月31日までのものを7年度版として発行し，省内，都道府県及び農林漁業団体等の関係機関に配布した。

(4) **農 政 の 窓**

農政の窓は，農林業関係者に対し，農林水産業施策の普及浸透を図るため，前年度に引き続き次のテーマを全国農業新聞に掲載した。

8年6月　みんなで生産調整を達成しよう
　「米の需給及び価格の安定」を図る
7月　新鮮な水産物供給といきいき漁港づくり
　漁港漁村整備事業
7月　国有林で森林とのふれあいを
　森林空間総合利用事業
8月　夢育ちます就農準備校
　農業の知識と技術が学べます
9月　農林水産情報センター
　地域の農林水産情報の受発信拠点として
9月　日本農業の防波堤
　海外からの病害虫の侵入を防ぐ植物検疫
10月　ふるさとプラザへ大集合
　あなたのむらの活性化をお手伝いします
11月　農業に夢を託すあなたを応援します
　無利子の就農支援資金
12月　新しい農業の確立のために
　農業経営の法人化をすすめよう
9年1月　バイオテクノロジーの今と未来
　食料確保・環境保全のキーテクノロジー
2月　地域の輪で生産調整を確実にすすめよう
　2年目に入った新生産調整推進対策
3月　足腰の強い農業生産の確立に向けて
　平成9年度農林水産予算

(5) **農林水産省－今日の話題－**

農林水産省－今日の話題－は，57年度から，当面の農林水産施策の解説等をとりあげ，その正しい理解を求めるため発行しているものであり，8年度も引き続き作成し市町村，都道府県等に配布した。

## 2 パンフレット等

(1) **農林水産省のしおり**

農林水産省のしおりは，国民一般に農林水産省の組織と業務等を知らせることにより，農林水産施策についての理解と協力を得るため，「水に育まれて」（タイトル）を作成し，来庁者を中心に，都道府県，市町村，教育関係者，農業関係団体等へ配布した。

(2) **土 と み ど り**

つちとみどりは，消費者に対する啓発事業として，農林水産業及び農林水産行政の現状と今後の方向等について理解を得るために作成し，各市（区）町村の自治会，消費者団体を中心に配布した。

## 3 視 聴 覚 広 報

(1) **ラ ジ オ**

「農林水産ダイヤル」は，農林漁業者等を対象に農林漁業に関する諸施策，農林漁業の動向及び技術情報等を提供するために，ラジオ短波において毎週水曜日の15分間，平成8年4月～平成9年3月まで52回放送した。

(2) **テ レ ビ**

ア 「若い土」は，農林漁業者等を対象に農林漁業の動向及び重要施策等について啓蒙するために作成したビデオを再編集し，農林水産施策への理解と協力を得るため，全国ローカル局26局において毎週1回15分間，平成9年1月～3月まで12回放送した。

テーマは次のとおり。

1．豊後牛とふれあい農場
2．おいしい北の味最新情報
3．普賢岳に咲いた菊
4．頼りにしてます牛先生
5．応援します農作業
6．白山麓のヤングパワー
7．感動・1日体験漁業
8．ヒラメの浜最前線
9．我が家は棚田のオーナー
10．情報にささえられた飛騨農業
11．集まれ！農業新入生
12．バラに魅せられて再出発

イ 「地に山に海に」は，消費者等国民一般を対象に世界の食料事情，日本の食料・農林水産業の現状についての認識や基礎知識の定着を図るため，山口良一をリポーターとして番組を制作し，フジテレビほか全国7局において，毎週1回15分間，平成8年10月～12月まで12回放送した。

テーマは次のとおり。

1．穀物から見た世界の食料事情
2．どうして低い？食料自給率
3．大きな可能性を秘める・中山間地域
4．いつでもおいしいお米を・新食糧制度
5．未来を耕す新しい力・新規就農は今
6．大地にやさしく・環境保全型農業
7．おいしい野菜をいつでも・価格安定制度
8．世界をリード・新技術食品
9．かけがえのない緑のために・緑の募金
10．海の幸よ永遠なれ!!・～TAC制度～
11．大きく育て！海の幸・栽培漁業
12．すべての人に食料を・世界食料サミット

### (3)　V　T　R

ア　「太陽の子メグちゃんの水産業案内」は，次代を担う児童を対象に農林水産業の実態をわかりやすく紹介し，その中で水産行政がどのように展開されているのか視聴覚的に訴えることにより，水産施策への正しい理解を得る目的で，15分ビデオテープを製作したもので，視聴覚ライブラリー・図書館等892ケ所へ配布し，その利用を依頼した。

イ　「共生と循環の未来へ向けて」は，平成9年3月5日に開催された「21世紀の日本を考えるシンポジウム」の内容を広く国民に伝えるために，このシンポジウムのダイジェスト版15分ビデオテープを制作したもので，各都道府県・農政局等59ケ所へ配布し，その利用を依頼した。

ウ　「平成8年度ビデオ・若い土　No.1，No.2」は，農林漁業の動向及び重要施策等について啓蒙することにより，農林水産施策への理解と協力を得るために，優良事例を紹介した90分ビデオテープ2本セットを制作したもので，各都道府県・農業者大学校等150ケ所へ配布し，その利用を依頼した。

エ　「平成8年度ビデオ・地に山に海に～農林水産リポート～」は，テレビ放送された「地に山に海に」の内容を再編集した60分ビデオテープを制作したもので，消費生活センター・視聴覚ライブラリー等695ケ所へ配布し，その利用を依頼した。

### (4)　有線放送・CATV等

「農林水産省トピックス」は，農林漁業者等を対象に農林水産行政に関する諸施策の円滑な推進を図るために，それらを簡単に解説したCD・ビデオテープを製作したもので，有線放送局・農村型CATV局等1212ケ所へ年間5回配布し（10テーマ／回，1テーマ4分程度），その利用を依頼した。

### (5)　電話ファックス

「アグリコール」は，農林水産業関係者はもとより，国民一般を対象に，毎日の記者発表資料や基本政策・制度等幅広い情報を迅速に提供するため，平成7年10月から電話ファックスによる情報提供サービスを開始した。

## 4　新聞発表等

農林水産行政施策等について，前年度同様農政クラブ及び農林記者会に対して記者発表を行った。

主なものは次のとおりである。

(1)　農業，林業及び漁業の動向に関する年次報告，農業観測，農林水産予算，国会提出法案等主要農林水産施策

(2)　各種審議会，懇談会，国際会議，主要会議の概要

(3)　水陸稲作柄概況をはじめ農産物の作付面積，飼養頭羽数，生産量，漁獲量，流通等の農林水産統計及び農林水産施策に関する資料を配布

(4)　閣議後及び重要施策策定時等の大臣会見，事務次官等会議後の事務次官会見等

## 5　海外広報

我が国の農林水産施策及び農林水産業の実態を正しく理解してもらうため，平成4年4月から海外向けの広報活動を強化しており，8年度の主な内容は次のとおりである。

(1)　毎週金曜日，在日海外特派員及び在日各国大使館向けに農林水産省の動向を伝える英文ニュースレター「MAFF UPDATE」を750部発行した。

(2)　米国の農業者等に我が国の農林水産業の現状及び施策等をラジオ放送を通じ聴覚的に訴え，我が国の農林水産業施策等の啓発を推進した。

(3)　主要国に担当者を派遣し，政府広報活動の調査をするとともに，UR農業合意実施後の我が国の農林水産業の実情及び施策を説明した。

(4)　6月に筑波農林水産研究団地のスタデイーツアーを実施し，ドイツ，タイ及びインドから各1名の在日大使館職員が参加した。

(5)　各外国プレスの取材要請に全面的に協力した。

(6)　ニュース性の高い記者発表資料等を適宜英訳し，「News Letter」として，主要な在京外国報道機関に対し，FAXで配布した。

(7)　諸外国の有識者等を対象に，若い農業従事者の育成・確保の状況を紹介するため，「THE YOUNG BLOOD OF JAPANESE AGRICULTURE」と題する英語及び西語による15分ものビデオテープを各1種

類製作し，在外日本大使館，在外国際機関等へ配布するとともに，その利用を依頼した。

## 6　農林水産省後援名義等使用承認

農林水産省後援名義等の使用承認は，農林水産業の発展を図るという趣旨のもとに承認しており，前年度同様に多省庁，都道府県及び各種団体等が主催する諸行事（農林水産祭参加行事を含む。）の後援・協賛等448件の名義使用承認を行った。

## 7　総理府広報との連携

総理府広報においては，政府の施策等について国民の理解と協力を得るため，また，国民の政府に対する意見・要望を把握するため，出版物，放送その他各種媒体による広報活動のほか，国政モニターによる広聴活動，世論調査を行っている。

本年度において，総理府広報室を通じて実施した当省関係の主なものは次のとおりである。

### (1)　テ　レ　ビ

ア　「もっと知りたいニッポン」（テレビ東京ほか21局，30分番組。政府施策について，有識者又は各省庁の担当者等が出演し，国民各層に解説。）

○岐路に立つ日本農業～農業の向かうべき新たな道～（東京大学教授生源寺真一）ほか3件

イ　「さわやかニッポン」（日本テレビほか30局，15分番組。政府施策について，有識者又は各省庁の担当者等が出演し，国民各層に解説。）

○脱サラ農家応援します（青年農業者対策室長）ほか4件

ウ　「話題にアタック」（フジテレビほか23局，15分番組。政府施策について，取材構成により，国民各層に解説。）

○森が育てる海の幸～漁民たちによる緑化運動～ほか2件

エ　「ご存じですか－生活ミニ情報－」（日本テレビほか30局，5分番組。政府施策のうち国民生活に密着したテーマに関する情報及び告知的なものについて，有識者又は各省庁の担当者等が出演し，主婦層に解説。）

○家庭でできる食中毒予防法（消費生活課長）ほか5件

### (2)　ラジオ・有線放送

ア　「クローズアップにっぽん」（東京放送ほか6局，30分番組。政府施策について，インタビュー等により，国民各層に解説。）

○地元の木で家を造ろう！（建築家「東京の木で家を造る会代表」長谷川敬）ほか2件

イ　「暮らしのマイク」（ラジオたんぱ，15分番組。政府施策のうち，暮らしに関係の深い施策を取り上げて各省庁の担当者又は有識者が出演し解説。）

○海洋生物資源の持続的利用と捕鯨問題（遠洋課長）ほか3件

ウ　「政府の窓」（有線放送610施設。農山漁村における公益的広報連絡放送用の有線放送装置で，生活関連行政情報等を1テーマ5分程度で紹介。）

○女性にも農業者年金の受給の途がひらかれました（農業経営課）

### (3)　出　版　物

ア　「時の動き」（B5判，月1回発行，有識者層を対象に，政府施策について，対談，インタビュー，施策の紹介等の諸形式により，内容，背景等について詳しく解説。）

○〈インタビュー〉先進国として日本は世界の食料問題にどう貢献していくか（農林水産審議官）ほか10件

イ　「フォト」（A4変形判，月2回発行。広く一般国民を対象にし，カラー写真，図解を主体とするビジュアル構成により，各種政府施策をわかりやすく解説。）

○森林・林業の活性化を図るため，林野三法で構造改革を推進する（林野庁長官）ほか8件

ウ　「日写フォトニュース」（壁写真新聞）（B2判，年24回発行。国及び地方公共団体，公営宿泊施設，公民館，JR主要駅等を利用する人々を対象に，カラー写真，図解等を使って政府施策をわかりやすく解説。）

○容器包装リサイクル法の施行（環境庁ほか4省）

エ　「にっぽんNOW」（タブロイド判，月2回発行。主に都市地域の一般国民を対象に，政府の主要な広報テーマと暮らしに役立つ行政情報を新聞折込方式等で提供。）

○O－157家庭ではこんな注意をほか3件

オ　「広報通信」（B5判，月1回発行。地方公共団体，民間団体等の広報誌に転載可能な各種政府施策に関する広報記事その他広報素材を提供。）

○農作業事故の防止ほか13件

カ　「官報資料版」（A4判，週1回発行。官報購読者及び広く有識者を対象に，各省庁の白書，統計調査結果等について，その内容を簡潔かつわかりやすく紹介。）

○農業白書のあらましほか3件

キ　「PACIFIC FRIEND」（A4変形判，月1回発行。アジア・太平洋地域の人々を対象に，我が国の政

府施策等をビジュアル等を交えながら分かりやすく解説。)

○〈特集〉日本の農業

(4) 新聞・雑誌

「読売新聞」等に〝10月はリサイクル推進月間です″(リサイクルの推進（10月))を突出しとして，サンケイリビングに〝奥さん，ぎちんと分けて出しますか″を記事下としてそれぞれ掲載した。

また，週刊誌では，「週刊朝日」等に〝働きながら農業を学べる「就農準備校」開校！「就農支援資金制度」もあります！″(就農支援資金・就農準備校の設置）ほか1件を掲載した。

(5) その他の広報活動

電光板ニュース，屋外広告板を通じて〝第7回森と花の祭典～みどりの感謝祭～″ほか4件を紹介した。

(6) 広聴活動

世論調査として森林・林業に関する世論調査（平成8年4月発表）及び食料・農業・農村の役割に関する世論調査（平成9年1月発表）を実施した。また，国政モニターからの随時報告のうち回答を要するもの2件を処理したほか，107件を関係部局庁に配布した。

# 第7節　農林水産祭

## 1　農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与（農産等6部門）

(1) 農林水産大臣賞の交付

第35回農林水産祭参加表彰行事（7年8月1日から8年7月31日までの間）として，全国各地で開催された各種の品評会，共進会等は366行事であり，交付した農林水産大臣賞は588点であった。

(2) 天皇杯等の授与

農林水産大臣賞受賞の588点のうち，農産，園芸，畜産，蚕糸・地域特産，林産，水産の6部門で，特に優秀なものに天皇杯が授与され，それに次ぐものに対しては，内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与が行われた。

なお，その選賞は，農林水産祭中央審査委員会（会長：角田公正氏）において行われた。

## 2　農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与（むらづくり部門）

各地方農政局のむらづくり審査会等において，農林水産大臣賞と決定された16事例について，農林水産大臣賞を交付した。

また，各地方農政局のむらづくり審査会から天皇杯等の推薦のあった農林水産大臣賞7点の中から，特に優良なものについて天皇杯，それに次ぐものに対して内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞が授与された。

## 3　農林水産祭中央行事

(1) 表彰式典等

「優秀農林水産業者表彰式典」は，勤労感謝の日の11月23日(土)10時40分～12時まで，明治神宮会館において，農林水産大臣賞受賞者，各界代表者及び中央・地方農林水産関係者など約1,500人が出席して開催され，藤本農林水産大臣から天皇杯の授与を行うとともに，橋本内閣総理大臣（代理）から内閣総理大臣賞の授与が，また，藤本農林水産大臣から日本農林漁業振興会会長賞の授与及び農林水産大臣賞受賞者604人に記念品の贈呈を行った。

また，前日の11月22日(金)には，農林水産省講堂において，10時～12時まで，農林水産大臣賞受賞者ほか関係者約800名の参加のもとに本年度天皇杯受賞者の業績の紹介を行った後，「地域活性化と私」のテーマに基づき，農林水産省技術総括審議官をはじめ農林水産祭中央審査委員会会長等の学識経験者を交えパネルディスカッションが行われた。

(2) 収穫感謝の集い

11月23日(土)表彰式典に引き続き，12時10分～12時30分まで，式典出席者及び一般消費者代表などの参加のもと，本年の収穫に感謝し，農林水産業者の労をねぎらうとともに，農林水産業の発展を願う「収穫感謝の集い」が行われた。

(3) 天皇杯受賞者の天皇・皇后両陛下拝謁と皇居参観

平成9年1月20日(月)14時から天皇杯受賞者の方々が皇居に参内して，天皇・皇后両陛下に受賞の御礼奏上をするとともに，業績の御説明を行った。

また，11月22日(金)13時30分から，農林水産大臣賞受賞者ほか関係者約900人は，皇居の宮殿及び皇居御苑（旧江戸城の本丸，二の丸等）を参観した。

(4) 農林水産市

東北，関東，北陸，四国及び九州地区の12都県並びに中央農林水産関係5団体の協力を得て，「農林水産市」が10月12日(土)～13日(日)の2日間10時～16時まで，原宿神宮橋前広場において行われ，産地直送の新鮮で安価な農林水産物が都民に多数提供された。

(5) 実りのフェスティバル

11月1日(金)から3日(日)の3日間，10時～17時まで(ただし，3日は15時まで)，江東区有明の東京国際展示場

西4ホールにおいて開催された。

初日には，秋篠宮殿下，同妃殿下がご来場になり，熱心にご視察された。

農林水産業啓発展において，天皇杯コーナーに加え〝明日の農林水産業を支える新技術〞のテーマによる政府特別展示コーナーを設け，パネル，実物等により，直播稲作技術，果樹のわい化，野菜の機械化，受精卵移植技術，気象ロボット等について紹介したほか，全国各地域で実用化されている特産物の技術を紹介した都道府県農林水産特産物技術・経営普及展コーナーで，消費者の方々は，地域農林水産業の発展について，理解を深めた。

また，47都道府県による郷土の新鮮な農林水産物の即売及び39農林水産関係団体による農林水産業・食料等についての啓発展示が行われた。

更に，米や牛乳の消費拡大のコーナーが設置され，盛んにPRが行われたほか，おなじみの親子日曜大工教室，「ポニーの曲芸と馬車」等の多彩な催しを行い，来場者の好評を得た。

開催3日間の来場者は，およそ8万人と前年を下回る結果となった。

(6) **福祉施設への農林水産物の贈呈**

実りの喜びを広く多くの人達にも分かち合うため，11月3日(日)21道県・1団体から提供された33品目の農林水産物を，(財)東京善意銀行を通じて，都内13カ所の福祉施設の方々に贈呈した。

## 平成8年度（第35回）農林水産祭天皇杯等三賞受賞者

I　天皇杯等受賞者

1　天皇杯受賞者

| 部門 | 出品財 | 受賞者 住所 | 受賞者 氏名等（年齢） | 表彰行事 |
|---|---|---|---|---|
| 農産 | 経営（水稲・牛肉） | 北海道夕張郡長沼町東6線南11 | 農事組合法人駒谷農場（代表　駒谷信幸） | 第25回日本農業賞 |
| 園芸 | 経営（みかん集団経営） | 愛媛県八幡浜市川上町川名津甲1020の第1 | 西宇和農業協同組合川上共選（代表　宮下　巖） | 第45回全国農業コンクール |
| 畜産 | 産物（乳用牛） | 北海道北見市昭和20 | 吉野尚司（57歳） | 第10回全日本ホルスタイン共進会 |
| 蚕糸・地域特産 | 産物（茶） | 埼玉県所沢市三ヶ島5－1536 | 新井重雄（49歳） | 第24回関東ブロック茶の共進会 |
| 林産 | 産物（木材） | 岡山県真庭郡勝山町勝山1209 | 銘建工業株式会社（代表　安東俊夫） | 第23回JAS製材品普及推進展示会 |
| 水産 | 産物（水産加工品もずくスープ） | 山口県下関市彦島迫町1－9－20 | 有限会社もずくセンター（代表　白井静夫） | 第27回山口県水産加工展 |
| むらづくり | むらづくり活動 | 和歌山県田辺市上秋津 | 秋津野塾（代表　谷中康雄） | |

2　内閣総理大臣賞受賞者

| 部門 | 出品財 | 住所 | 氏名等（年齢） | 表彰行事 |
|---|---|---|---|---|
| 農産 | 経営（大豆） | 岐阜県海津郡海津町内記 | 内記地域営農組合（代表　伊藤信二） | 第24回全国豆類経営改善共励会<br>農業機械効率利用等農業高度化推進全国共励会 |
| 園芸 | 経営（夏秋トマト） | 岐阜県大野郡丹生川村大字坊方2004 | 丹生川村蔬菜出荷組合トマト部会（代表　沖田周吉） | 第55回中日農業賞 |
| 畜産 | 経営（養豚） | 鹿児島県大口市田代1916 | 沖田速男（64歳） | 第45回全国農業コンクール |
| 蚕糸・地域特産 | 経営（養蚕） | 鹿児島県姶良郡牧園町高千穂3417－1 | 青山辰美（41歳） | 第48回鹿児島県蚕糸業共進会 |
| 林産 | 経営（林業） | 茨城県新治郡八郷町大字上青柳354 | 木﨑　眞（72歳） | 全国林業経営推奨行事 |
| 水産 | 生活（環境保全活動） | 山口県萩市大島5－7 | 萩市大島漁港婦人部（代表　船戸千恵子） | 第1回全国青年・女性漁業者交流大会 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| むらづくり | むらづくり活動 | 栃木県塩谷郡栗山村大字土呂部 | 土呂部地区水芭蕉の郷づくり推進委員会<br>(代表　伴　新一) | |

3　日本農林漁業振興会会長賞受賞者

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 農　産 | 経　営<br>(麦) | 大分県宇佐市大字下矢部 | 下矢部営農集団<br>(代表　本幡本治) | 平成7年度全国麦作共励会 |
| | 生　活 | 長野県北佐久郡北御牧村大字下之城963－1 | 北御牧村味の研究会<br>(代表　小山美智子) | 第45回全国農業コンクール |
| 園　芸 | 経　営<br>(小菊, 枝物, カラー) | 福島県福島市成川字石田71 | JA新ふくしま・みなみ花卉専門部会<br>(代表　野地耕造) | 第25回日本農業賞 |
| 畜　産 | 経　営<br>(養　鶏) | 静岡県静岡市遠藤新田41－3 | 有限会社清水養鶏場<br>(代表　清水　茂) | 平成8年度全国優良畜産経営管理技術発表会 |
| 蚕糸・地域特産 | 経　営<br>(葉たばこ) | 岩手県二戸市下斗米土橋28 | 高村政光<br>(50歳) | 第27回岩手県特産農作物生産振興共進会 |
| 林　産 | 畜　産<br>(乾しいたけ) | 静岡県田方郡中伊豆町大字徳永247－1 | 萩原利明<br>(60歳) | 第29回全農乾椎茸品評会 |
| 水　産 | 産　物<br>(水産加工品ほたて生ハム) | 北海道常呂郡常呂町字常呂528 | 株式会社大恵食品<br>(代表　小田亀三) | 第45回全国水産加工たべもの展 |
| むらづくり | むらづくり活動 | 鹿児島県川辺郡知覧町塩屋菊永 | 菊永むらづくり推進委員会<br>(代表　菊永芳樹) | |

II　むらづくり部門　農林水産大臣賞受賞団体

平成8年度農林水産祭豊かなむらづくり部門農林水産大臣賞決定等事例一覧

| | | |
|---|---|---|
| (東北ブロック) | | |
| ○青　森 | 青森市大字小橋字伊沢 | 小橋町会 |
| 秋　田 | 由利郡象潟町 | 象潟町青空市推進協議会 |
| 山　形 | 最上郡最上町大字若宮 | 下白川むらづくり推進協議会 |
| (関東ブロック) | | |
| ○栃　木 | 塩屋郡栗山村大字土呂部 | 土呂部地区水芭蕉の郷づくり推進委員会 |
| 埼　玉 | 大里郡寄居町男衾 | 寄居町生活改善クラブ |
| 山　梨 | 北巨摩郡素玉町小尾黒森 | 黒森区 |
| (北陸ブロック) | | |
| ○富　山 | 魚津市東城 | 奥東城森林文化の郷 |
| (東海ブロック) | | |
| ○愛　知 | 知多郡阿久比町大字草木 | 草木まちづくり委員会 |
| (近畿ブロック) | | |
| 兵　庫 | 宍粟郡波賀町原 | 原集落 |
| ○和歌山 | 田辺市上秋津 | 秋津野塾 |
| (中国・四国ブロック) | | |
| 岡　山 | 御津郡加茂川町 | 新山地区活性化推進協議会 |
| ○広　島 | 高田郡高宮町川根 | 川根振興協議会 |
| 愛　媛 | 南宇和郡御荘町和口 | 阿口モデル営農集団 |
| (九州ブロック) | | |
| 佐　賀 | 東松浦郡相知町伊岐佐上 | 伊岐佐上集落 |
| 大　分 | 北海部郡佐賀関町大字木佐上 | 木佐上コミュイティ |
| ○鹿児島 | 川辺郡知覧町塩屋菊永 | 菊永むらづくり推進委員会 |

○印は各ブロックの最優良事例である。

# 第8節 行 政 機 構

## 1 総 論

政府はかねてから行政機構及び定員の増加を極力抑制するとともに，既存の行政機構及び定員についても社会情勢に即応した効率的な体制を確立することを重要な課題としてきた。

この基本方針は平成8年度予算編成においても継続された。すなわち，

① 時代の要請に即応して行政の役割を見直すとともに，簡素にして効率的な行政の実現を図るため，平成7年12月25日に閣議決定した「当面の行政改革の推進方策について」をはじめ，既定の方針に基づく改革合理化措置を着実に実施する。

② 各省庁の部局等及び特殊法人については，既存機構の合理化再編成によるもののほか，新設は厳に抑制する。

③ 国家公務員の定員管理については，第8次定員削減計画に基づき定員削減を着実に実施するとともに，真に必要とされる新規行政需要についても，極力振替によって対処し，増員を厳に抑制することとし，国家公務員の大幅な縮減を図る。

平成8年度の国の行政機構については，以上のような基本方針に沿って，行政需要の著しいものについていわゆるスクラップ・アンド・ビルド方式による機構の新設等が行われた。

## 2 機 構

### (1) 農林水産省設置法の一部改正

ア 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）附則第5条による改正（平成8年5月24日施行）

農林水産省の所掌事務に「林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。」が追加された。

イ 農畜産業振興事業団法（平成8年法律第53号）附則第42条による改正（平成8年5月29日施行）

農林水産省の所掌事務における「蚕糸砂糖類価格安定事業団及び畜産振興事業団」を「農畜産業振興事業団」に改められた。

### (2) 農林水産省組織令の一部改正

ア 農林水産省組織令の一部を改正する政令（平成8年政令第120号）による改正（平成8年5月11日施行）

(ア) 経済局統計情報部に置かれている動態統計課及び流通統計課を廃止し，構造統計課及び流通消費統計課が設置された。

(イ) 北海道食糧事務所を札幌食糧事務所に，岩手食糧事務所を盛岡食糧事務所に，宮城食糧事務所を仙台食糧事務所に，茨城食糧事務所を水戸食糧事務所に，栃木食糧事務所を宇都宮食糧事務所に，群馬食糧事務所を前橋食糧事務所に，埼玉食糧事務所を浦和食糧事務所に，神奈川食糧事務所を横浜食糧事務所に，石川食糧事務所を金沢食糧事務所に，愛知食糧事務所を名古屋食糧事務所に，三重食糧事務所を津食糧事務所に，滋賀食糧事務所を大津食糧事務所に，兵庫食糧事務所を神戸食糧事務所に，島根食糧事務所を松江食糧事務所に，香川食糧事務所を高松食糧事務所に，愛媛食糧事務所を松山食糧事務所に，沖縄食糧事務所を那覇食糧事務所にそれぞれ名称を改められた。

(ウ) その他所要の規定が整備された。

イ 林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）附則第2条による改正（平成8年5月24日施行）

(ア) 林野庁林政部の所掌事務に「林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）の施行に関する事務で農林水産省の所掌に属するものを処理すること。」を，林野庁林政部森林組合課の所掌事務に「林業労働力の確保の促進に関する法律の施行に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること。」がそれぞれ追加された。

ウ 農林水産省組織令の一部を改正する政令（平成8年政令第252号）による改正（平成8年9月1日施行）

(ア) 札幌統計情報事務所の管轄区域に北海道北広島市及び石狩市が追加された。

エ 農畜産業振興事業団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成8年政令第255号）第21条による改正（平成8年10月1日施行）

(ア) 農産園芸局の所掌事務における「蚕糸砂糖類価格安定事業団の指導監督（砂糖，混合糖，ぶどう糖及び異性化糖等に関するものを除く。）を行うこと。」を「農畜産業振興事業団の指導監督（蚕糸に関する業務に関するものに限る。）を行うこと。」に，畜産局の所掌事務における「畜産振興事業団の指導監督及び助成を行うこと。」を「農畜産業振興事業団の指導監督及び助成（蚕糸並びに砂糖，混合糖，ぶどう糖及び異性化糖等に関する業務に

関するものを除く。）を行うこと。」に，食品流通局の所掌事務における「蚕糸砂糖類価格安定事業団」を「農畜産業振興事業団」に，農産園芸局蚕糸課の所掌事務における「蚕糸砂糖類価格安定事業団の指導監督（砂糖，混合糖，ぶどう糖及び異性化糖等に関するものを除く。）を行うこと。」を「農畜産業振興事業団の指導監督（蚕糸に関する業務に関するものに限る。）を行うこと。」に，畜産局畜政課の所掌事務における「畜産振興事業団に関する事務の取りまとめを行うこと。」を「農畜産業振興事業団に関する事務の取りまとめ（蚕糸並びに砂糖，混合糖，ぶどう糖及び異性化糖等に関する業務に関するものを除く。）を行うこと。」に，食品流通局砂糖類課の所掌事務における「蚕糸砂糖類価格安定事業団」を「農畜産業振興事業団」にそれぞれ改められた。

オ　農林水産省組織令の一部を改正する政令（平成9年政令第81号）による改正（平成9年3月31日施行）

(ア)　営林局の病院及び診療所が廃止された。

(イ)　奈良食糧事務所が大阪食糧事務所に，徳島食糧事務所が高松食糧事務所にそれぞれ統合された。

**(3)　農林水産省組織規程の一部改正**

ア　農林水産省組織規程の一部を改正する省令（平成8年農林水産省令第9号）による改正（平成8年4月1日施行）

(ア)　九州農政局筑後川中流域農業水利事務所が廃止された。

イ　農林水産省組織規程の一部を改正する省令（平成8年農林水産省令第17号）による改正（平成8年5月11日施行）

(ア)　内部部局関係

a　組織の改正等

(a)　統計情報部の課の再編整備等（構造統計課及び流通消費統計課の新設，動態統計課及び流通統計課の廃止等）に伴い所要の規定が整備された。

(b)　統計情報部の企画調整課に国際統計室及び地域・環境情報室並びに国際統計専門官を新設し，情報システム課システム管理室及び経営統計課地域経済統計室が廃止された。

(c)　畜産局の畜産経営課に畜産環境対策室を新設し，畜産環境対策官が廃止された。

b　専門官の新設等

| 部局名 | 名　称 | 所　掌　事　務 |
|---|---|---|
| 統計情報部 | 国際統計専門官 | 国際統計に関する専門の事項についての企画，調査及び連絡調整に関する事務 |
| 構造改善局 | 土地改良総合調整官 | 土地改良事業に関し総合調整を要する重要事項についての企画，調査及び連絡調整 |
| | 中山間総合整備事業調整官 | 中山間総合整備事業の実施に関する重要事項についての企画，調査，指導及び連絡調整に関する事務 |
| | 海岸・防災事業調整官 | 農用地及び農業用施設に関する国営の災害防除事業，農地の保全に係る海岸保全施設に関する事業及び国営の農地の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施に関する重要事項についての企画，調査，指導及び連絡調整に関する事務 |
| 農産園芸局 | 農業改良資金制度調整官 | 農業改良資金に関する制度についての企画，調査及び連絡調整に関する事務を総括 |
| 食品流通局 | 消費者相談専門官 | 一般消費者の利益の保護に関する事務のうち消費者相談及び一般消費者への情報提供に関する専門の事項についての企画，調査及び連絡調整に関する事務 |

(イ)　施設等機関関係

a　組織の改正等

(a)　各植物防疫（事務）所（業務部）に統括植物防疫官を新設し，業務関係各課が廃止された。

(b)　横浜植物防疫所の調査研究部に統括調査官及び統括同定官を新設し，調査研究部の各課が廃止された。

(c)　家畜改良センターの企画調整室に海外協力課及び研修課を新設し，海外協力研修課及び研修地指導官が廃止された。

b　専門官の新設等

| 部局名 | 名　称 | 所　掌　事　務 |
|---|---|---|
| 各植物防疫（事務）所 | 統括植物検疫官 | 輸入植物及び輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに駆除予防及び調査研究等 |
| 横浜植物検疫所 | 統括調査官 | 植物検疫及び病菌害虫防除技術の改善に関する調査研 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 究等 |
| | 統括同定官 | 植物の病菌害虫の同定及びその方法の指導に関する事務 |
| 動物医薬品検査所 | 動物用医薬品国際技術専門官 | 動物用医薬品の検査に係る国際的な基準の設定に関する専門技術上の事項についての企画及び調整並びに資料の収集及び整理を行う。 |
| 農業研究センター及び北海道農業試験場 | 管理官 | 人事管理に関する専門の事項についての調査及び連絡調整に関する事務 |

(ウ) 地方支分部局関係

a 組織の改正等

(a) 地方農政局（中国四国，九州）の生産流通部企業流通課に消費者行政室が増設された。

(b) 地方農政局（東北，関東，中国四国，九州）の建設部設計課に事業調整室が新設された。

(c) 地方農政局の統計情報部に構造統計課を新設し，動態統計課を廃止すること並びにこれらに伴い所要の規定が整備された。

(d) 津軽西北農業水利事務所を津軽農業水利事務所に名称変更すること及び同事務所に岩木川左岸農業水利事業建設所が新設された。

(e) 各農業水利事務所（大崎，霞ヶ浦，豊川総合用水）及び埼玉東部土地改良建設事務所の内部組織を再編整備すること並びにこれらに伴い所要の規定が整備された。

(f) 事業所に「特に必要があるときは，建設所を置くことができることとする」とされた。

(g) 各統計情報事務所の内部組織を再編整備すること並びにこれらに伴い所要の規定が整備された。

b 専門官の新設等

| 部局名 | 名　称 | 所　掌　事　務 |
|---|---|---|
| 地方農政局（東海，近畿） | 消費者行政専門官 | 一般消費者に対して行う農林水産省の所掌事務に係る物資の消費の増進，改善及び調整に関する事務を総括すること並びに一般消費者の利益の保護に関し総合調整を要する事項についての企画，調査及び連絡調整に関する事務 |
| 地方農政局 | 行政情報調整官 | 情報処理システムに関する技術の指導及び職員の養成に関する事項の企画，調査及び連絡調整に関する事務並びに地方農政局の所掌事務に係る行政情報システムの企画，整備，指導及び連絡調整に関する事務 |
| 北海道統計情報事務所 | 同上 | 命を受けて，北海道統計情報事務所の所掌事務に係る行政情報システムの企画，整備，指導及び連絡調整に関する事務 |
| 地方農政局 | 地域情報企画官 | 統計調査の設計の企画並びに情報の収集及び整理についての調整に関する事務 |
| 北海道統計情報事務所 | 同上 | 同上 |
| | 行政情報官 | 情報処理システムに関する技術の指導及び職員の養成に関する事項の企画，調査及び連絡調整に関する事務 |
| | 農政調整官 | 統計調査の設計の企画についての取りまとめ及び連絡調整に関する事務 |

(エ) 食糧庁関係

a 組織の改正等

(a) 食糧事務所の名称の変更に伴い所要の規定が整備された。

b 専門官の新設等

| 部局名 | 名　称 | 所　掌　事　務 |
|---|---|---|
| 食　糧　庁 | 国有財産管理官 | 食糧管理特別会計その他食糧庁に属する会計に属する国有財産の管理及び処分に関する専門の事項についての企画，調査及び連絡調整に関する事務 |
| 食糧事務所（東京，大阪） | 総務調整官 | 部長を助け，命を受けて部の所掌に属する事務の一部を整理する |
| 食糧事務所（食糧庁長官の指定する事務所） | 流通指導官 | 計画流通米出荷及び販売に関する事項についての調査，連絡調整及び指導に関する事務 |

(オ) 林野庁関係

a 専門官の新設等

| 部局名 | 名　称 | 所　掌　事　務 |
|---|---|---|

| | | |
|---|---|---|
| 林　野　庁 | 就労改善専門官 | 林業労働に従事する者の安全，衛生その他の労働環境の改善に関する専門の事項(国有林野事業に係る職員の安全，衛生その他の労働環境の改善に関する専門の事項を除く。)についての企画，調査，連絡調整に関する事務 |
| 食糧事務所(食糧庁長官の指定する事務所) | 流通指導官 | 計画流通米出荷及び販売に関する事項についての調査，連絡調整及び指導に関する事務 |

(カ)　水産庁関係

a　組織の改正等

(a)　漁政部企画課に海洋資源対策室が新設された。

(b)　その他所要の規定が整備された。

ウ　農林水産技術会議事務局組織規程の一部を改正する省令（平成8年農林水産省令第18号）による改正（平成8年5月11日施行）

(ア)　組織の改正等

a　農林水産技術会議事務局に先端産業技術研究課及び地域研究振興課を新設し，バイオテクノロジー課及び振興課が廃止された。

(イ)　専門官の新設等

| 部局名 | 名　称 | 所　掌　事　務 |
|---|---|---|
| 農林水産技術会議事務局 | 先端研究専門官 | 農林水産省の試験研究機関の行う試験研究のうち，科学技術庁その他関係機関の取りまとめに係るものの推進に関する専門的な事項についての企画，調査，連絡調整及び指導に関する事務 |

エ　水産大学校組織規程の一部を改正する省令（平成8年農林水産省令第19号）による改正（平成8年4月1日施行）

(ア)　水産大学校本科の五学科「教養学科，漁業学科，機関学科，製造学科，増殖学科」を「水産情報経営学科，海洋生産管理学科，海洋機械工学科，食品化学科，生物生産学科」に改められた。

オ　農畜産業振興事業団の財務及び会計に関する省令（平成8年農林水産省令第48号）附則第10条による改正（平成8年10月1日施行）

(ア)　畜産局牛乳乳製品課乳製品調整官及び同局食肉鶏卵課食肉調整官の所掌事務における「畜産振興事業団」を「農畜産業振興事業団」にそれぞれ改められた。

(イ)　畜産局畜政課畜産振興推進室の所掌事務における「畜産振興事業団に関する事務の取りまとめを行うこと。」を「農畜産業振興事業団に関する事務の取りまとめ（蚕糸並びに砂糖，混合糖，ぶどう糖及び異性化糖等に関する業務に関するものを除く。）を行うこと。」に改められた。

カ　農林水産省組織規程の一部を改正する省令（平成8年農林水産省令第53号）による改正（平成8年10月1日施行）

(ア)　内部部局関係

a　組織の改正等

(a)　経済局の国際部国際企画課に海外情報室並びに海外連絡調整官及び情報企画官を新設し，海外連絡室並びに海外情報官が廃止された。

b　専門官の新設等

| 部局名 | 名　称 | 所　掌　事　務 |
|---|---|---|
| 経　済　局 | 農業協同組合指導官 | 農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う事業に関する専門技術上の事項についての指導及び調査に関する事務 |
| | 海外連絡調整官 | 農林水産省の所管行政についての海外との連絡に関する事務並びに国際部の所掌事務についての海外への広報に関する企画，調査及び連絡調整に関する事務を総括 |
| | 情報企画官 | 農林水産省の所掌に係る国際関係事務を行うために必要な情報の整理及び分析並びにその結果の提供についての企画，調査及び連絡調整に関する事務 |
| | 貿易企画官 | 農林水産省の所掌事務に係る物資の輸入に対する緊急措置その他その輸入の安定化に係る措置に関する専門の事項についての企画，調査及び連絡調整に関する事務 |
| 構造改善局 | 土地利用指導官 | 農業振興地域整備計画の実施に関する専門の事項についての企画，連絡調整及び指導に関する事務 |

| | | |
|---|---|---|
| 畜産局（食肉鶏卵課） | 畜産専門指導官 | 畜産局の所掌事務のうち畜産局長が指定する畜産物及び飼料の生産及び流通の改善に関する専門技術上の事項についての企画及び指導に関する事務 |
| 食品流通局（野菜流通課） | 野菜専門官 | 野菜の流通及び消費の改善，農林水産省組織令第83条第1号及び第5号に掲げる事務に係る国際協力又は野菜の輸入に関する専門の事項についての企画，調査，連絡調整及び指導に関する事務 |

(イ) 施設等機関関係

a 組織の改正等

各試験研究機関の研究体制の見直し等に伴い，各機関の内部組織を再編整備するとともに所要の規定が整備された。

(a) 農業生物資源研究所に分子遺伝部，生理機能部及び生物工学部を新設し，分子育種部，細胞育種部及び機能開発部が廃止された。

(b) 畜産試験場に企画調整部及び飼養環境部を新設し，企画連絡室及び飼養技術部が廃止された。

(c) 草地試験場に草地生産基盤部を新設し，草地計画部が廃止された。

(d) 果樹試験場にカンキツ部が新設された。

(e) 各農業試験場に総合研究部を新設し，北海道農業試験場，東北農業試験場及び九州農業試験場の農村計画部，北陸農業試験場の作物開発部並びに中国農業試験場及び四国農業試験場の生産環境部が廃止された。

(f) 家畜衛生試験場に細菌・寄生虫病研究部，ウイルス病研究部及び病態研究部を新設し，研究第一部，研究第二部及び研究第三部が廃止された。

(ウ) 地方支分部局関係

a 組織の改正等

(a) 宮崎農業水利事務所及び曽於農業水利事務所に建設所を新設すること等，事業の進捗状況に応じた事務所・事業所の組織を整備するとともに所要の規定が整備された。

(b) 統計情報事務所に地域情報課を新設(33事務所)するとともに所要の規定が整備された。

b 専門官の新設等

| 部局名 | 名称 | 所掌事務 |
|---|---|---|
| 地方農政局（関東） | 環境保全型農業専門官 | 環境保全型農業に関する専門の事項についての調査，連絡調整及び指導に関する事務 |
| 地方農政局（九州） | 畜産環境対策官 | 畜産経営に係る環境の保全に関する事項についての調査，連絡調整及び指導に関する事務 |
| 地方農政局（北陸） | 消費者行政専門官 | 一般消費者に対して行う農林水産省の所掌事務に係る物資の消費の増進，改善及び調整に関する事務を総括すること並びに一般消費者の利益の保護に関し総合調整を要する事項についての企画，調査及び連絡調整に関する事務 |
| 地方農政局（近畿） | 土地利用指導官 | 農業振興地域整備計画の実施に関する専門の事項についての企画，連絡調整及び指導に関する事務 |
| 北海道統計情報事務所 | 業務調整官 | 統計調査の実施及び情報の収集に関する連絡調整 |

(エ) 水産庁関係

a 専門官の新設等

| 部局名 | 名称 | 所掌事務 |
|---|---|---|
| 水産庁 | 東アジア漁業企画官 | 国際協定に基づく東アジアにおける漁業に関する専門の事項についての企画，調査及び連絡調整に関する事務 |

キ 農林水産省組織規程の一部を改正する省令（平成9年農林水産省令第18号）による改正（平成9年3月31日施行）

(ア) 地方支分部局関係

a 組織の改正等

奈良食糧事務所を大阪食糧事務所に，徳島食糧事務所を高松食糧事務所にそれぞれ統合することに伴い所要の規定が整備された。

(a) 大阪食糧事務所に次長が増員され，業務第一部に計画流通第三課及び業務第三課を新設，業務第二部に検査第三課，調査第三課及び食品第三課が新設された。

(b) 高松食糧事務所に次長が増員され，計画流通部に計画流通第一課，計画流通第二課，業務第一課，業務第二課，食品第一課及び食品第二課を新設，検査部に検査第一課，検査第二課，調

査第一課及び調査第二課を新設し，計画流通部の計画流通課，業務課及び食品課を廃止，検査部の検査課及び調査課が廃止された。

(c) 営林局の病院及び診療所の廃止に伴い，関係規定が削除された。

(4) **農林水産省告示による改正**

ア　植物防疫所の支所及び出張所の廃止・統合が行われた。

(平成8年5月11日農林水産省告示第766号)

イ　営林署の管轄区域が改正された。

(平成8年9月5日農林水産省告示第1435号)

ウ　試験研究機関の支場の名称等が改正された。

(平成8年9月30日農林水産省告示第1547号)

### 3　定　　員

(1) **定員の増員状況**

第8次定員削減計画の第5年次分が実施された。

一方，定員増については，総定員増加の抑制という厳しい状況の下にあるにもかかわらず，農林水産省においては73人の新規増が認められたほか，内部振替による増減が行われた。

定員の増減の内容は次のとおりである。

ア　行政機関職員定員令第1条定員

| 区　分 | 改正前 | 改正後 | 差引増減 |
|---|---|---|---|
| 本　省 | 22,569人 | 22,323人 | △246人 |
| 食糧庁 | 10,987人 | 10,782人 | △205人 |
| 林野庁 | 1,424人 | 1,434人 | 10人 |
| 水産庁 | 2,127人 | 2,120人 | △　7人 |
| 計 | 37,107人 | 36,659人 | △448人 |

イ　行政機関職員定員令第3条定員

| 区　分 | 改正前 | 改正後 | 差引増減 |
|---|---|---|---|
| 林野庁 | 11,331人 | 10,031人 | △1,300人 |
| 計 | 11,331人 | 10,031人 | △1,300人 |

ウ　沖縄特措法政令定員

| 区　分 | 改正前 | 改正後 | 差引増減 |
|---|---|---|---|
| 本　省 | 132人 | 132人 | 0人 |
| 食糧庁 | 49人 | 49人 | 0人 |
| 林野庁 | — | 2人 | 2人 |
| 水産庁 | 7人 | 14人 | 7人 |
| 計 | 188人 | 197人 | 9人 |

(2) **定員関係法令の改正**

前記(1)の定員増減等のため，平成8年度における定員関係法令の改正は，次のとおり行われた。

ア　行政機関職員定員令及び沖縄の復帰に伴う行政機関の職員の定員に関する法律の適用の特別措置に関する政令の一部を改正する政令（平成8年政令第112号）

イ　農林水産省定員規則の一部を改正する省令（平成8年農林水産省令第21号）

ウ　農林水産省定員規程の一部を改正する訓令（平成8年5月11日農林水産省訓令第12号）

## 第9節　農業観測及び統計分析

### 1　農　業　観　測

「農業観測」は，農業生産者や関係者に対して，農業経済の動向，農産物及び農業生産資材等の需給並びに価格の見通し等に関する情報を提供し，農産物の生産，出荷及び資材購入等の合理的な計画の樹立に資することを目的として，27年度から実施しているもので，現在は，年度当初に本観測を，その後適期に補足見通しを作成，公表している。

(1) 8年度農業観測（本観測）は，平成8年2月27日に開催された農林水産統計観測審議会農業観測部会委員懇談会によって決定された実施計画に基づき，農業経済，主要農産物，農業資材及び海外の主要穀物の需給，価格に関する年度間の見通しについて，5月24日に開催の農林水産統計観測審議会農業観測部会に農林水産大臣から諮問し，同日答申を得て6月11日に公表した。

(2) 補足見通しは，年度見通しを補足するため7月から12月の間に品目毎に適期に作成し，公表した。

### 2　統　計　分　析

(1) **食　料　需　給　表**

「食料需給表」は，FAO（国際連合食糧農業機関）の食料需給表作成の手引に準拠して，毎年度作成しているものである。

この表は我が国で供給される食料の生産から最終消費に至るまでの総量及び純食料（可食部分）の国民1人当たりの数量・栄養量をとりまとめたものであり，食料需給の全般的動向，栄養量の水準とその構成，食料消費構造の変化などを把握するのに活用されている。

平成7年度の数値（速報）については，平成9年1月31日に公表したが，主な内容は次のとおりである。

国民1人・1年当たり供給純食料については，米が平成5年度の未曾有の不作に伴う国内産米の供給量の減少や6年夏の猛暑の影響などにより大幅に減少していた需要の一部が回復したことから，前年度比（以下同じ）2.3％増（1.5kg増）の67.8kgとなった。一方，

小麦は，0.9%減（0.3kg減）の32.8kgとなった。

その他の品目については，野菜，肉類，油脂類などが増加し，果実，砂糖類，豆類が減少した。

国民1人・1日当たり供給熱量は，前年度並み（0.7kcal減）の2,637.8kcalとなった。

国民1人・1日当たり供給たんぱく質は，動物性たんぱく質が増加したものの，植物性たんぱく質が減少したことから0.2%減（0.2g減）の90.0gとなった。

国民1人・1日当たり供給脂質は，油脂類，肉類，牛乳・乳製品が増加したことなどから，0.3%増（0.3g増）の86.4gとなった。

この結果，たんぱく質，脂質，炭水化物による供給熱量の割合（PFC供給熱量比率）は，それぞれ13.6%，29.5%，56.9%となり，脂質（F）が増加し，たんぱく質（P），炭水化物（C）が減少した。

### (2) 農業・食料関連産業の経済計算

「農業・食料関連産業の経済計算」は，「産業連関表」や「国民経済計算」に準拠した手法により，食料供給に関係する各種産業の経済活動と国民経済とのかかわりを，数量的に把握しているものであり，この経済計算は①農・漁業及び食料関連産業の生産活動の結果を国民経済計算の概念で把握した「農業・食料関連産業の経済計算」，②農業部門の生産と投資を捉えた「農業の経済計算」等から構成されている。

平成7年度結果は平成9年5月30日に公表したが，主な内容は次のとおりである。

農業・食料関連産業の国内総生産は50兆7,194億円で，前年度に比べ0.8%減少した。これを産業別にみると，関連投資，飲食店，関連製造業は増加したものの，農・漁業，関連流通業が減少した。

なお，農業・食料関連産業の国内総生産は，全産業の国内総生産（GDP）の10.4%を占めている。

## 3 産 業 連 関 表

産業連関表は，国あるいは一定地域において1年間に行われた財貨・サービスの産業相互間取引を一覧表に表したものである。全国を範囲とする産業連関表は，総務庁，農林水産省をはじめとする関係11省庁の共同作業により，5年ごとに作成している。

平成8年度は，7年度に引き続き，「平成7年産業連関表」の作成準備として，関係11省庁間の共同作成作業に関する基本方針を定めた。